

議案第 8 2 号

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 5 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事又は地方自治 法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市 <u>若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市</u> の長が行う研修を修了したも のでなければならない。 (1)～(10) (略) 4・5 (略) | (職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事又は地方自治 法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市 _____ の長が行う研修を修了したも のでなければならない。 (1)～(10) (略) 4・5 (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、
認定資格研修の受講機会を拡充するため。

